

令和2年6月
第
207
号

品 国保だより

沖縄市

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数

(令和2年4月末現在)

人 口 142,681

世 帯 数 63,794

被保険者数 41,484

国保世帯数 23,880



コロナ対策！3つのせきエチケット

沖縄市
健康づくりキャラクター
おきはくん



マスクを着用する
(口・鼻をおおう)



袖で口・鼻をおおう



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻をおおう

新型コロナウイルス感染症の影響により 国民健康保険料の納付が困難な方に対する納付期限猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料を納期限までに納めることが困難な方に対して、納付期限の猶予制度があります。申請には一定の要件や必要書類がございますので、詳しくはお問い合わせください。

※この制度は納付期限を猶予する制度であり、保険料の減免を行うものではありません。

お問い合わせ：国民健康保険課 保険料係 (内線：2108・2121)

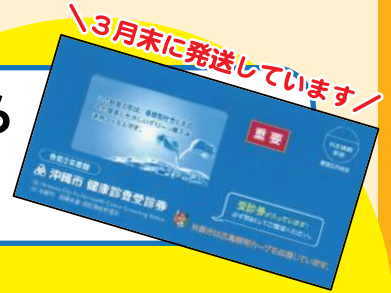
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

沖縄市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症の療養のため、会社等を休み事業主から十分な給与が受けられない場合に傷病手当金が申請できるように準備中です。詳細が決まりましたら、市のホームページ・広報おきなわ・国保だより等によりお知らせいたします。

健康診断の受診券



あなたのご自宅に、沖縄市役所から
青い封筒は届いていますか？

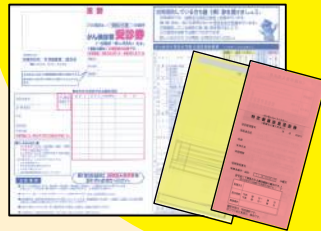


(基本健診にかかる費用)

受診券を使うと**7,210円**が**無料!**
さらに、
がん検診等も**お得**に受けることができます。

※受診券の有効期限は、
令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間
でございますので、ご自身でご都合の良い時に受診のご
検討をお願い致します。

受診券
(年齢等によって受診券の種類が違います)



健診ガイド



30代から健診を受けましょう

若い世代でも近年増えている生活習慣病を**早期に発見・予防**するためにも、
30代から健診を受けましょう！さらに、健診結果で要指導などの判定があれば、
「**管理栄養士による保健指導**」により健康への一歩をサポートします！

「**30代からの健診**」と「**生活改善に繋がる保健指導**」を受けて、
元気な健幸生活を送りましょう!



◆お問合せ先◆ 沖縄市役所：(代表)098-939-1212 健康診断について…市民健康課健診係：(内線)2240
健康相談について…市民健康課保健指導係：(内線)2247

令和2年度から国民健康保険料が変わります

***** 国民健康保険料の軽減拡充と賦課限度額の引き上げ *****

下記の国が定める所得基準を下回る世帯については、国保料の均等割額と平等割額が7割・5割・2割軽減されています。令和2年度からは5割・2割軽減の基準が変更され、軽減対象となる所得基準が拡充されます。

※ただし、世帯全員の所得が申告されていない場合は、基準を下回るかどうか判断できないため、軽減はされません。また、国保料の医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計賦課限度額は、現行の96万円から99万円になります。

【軽減の拡充】

	軽減判定所得	
	これまで	令和2年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円＋ 被保険者数× 28万円	33万円＋ 被保険者数× 28万5千円
2割軽減	33万円＋ 被保険者数× 51万円	33万円＋ 被保険者数× 52万円

【賦課限度額(年間)】

	これまで	令和2年度
医療分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	17万円
合計	96万円	99万円

お問い合わせ：国民健康保険課（内線2106・2116）

後期高齢者医療被保険者の脳ドックの受診方法が変わります

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方の脳ドックの受診方法が変更となり、受診を希望される方は、全員が受診可能になりました。

令和2年度からは、病院へ脳ドックを予約後、長寿健康診査受診券と後期高齢者医療被保険者証を病院に提示し、受診してください。

※脳ドックの料金から「長寿健診」の補助額を引いた残りを自己負担として支払っていただく方法となります。

お問い合わせ／国民健康保険課 後期高齢医療係 内線（2101・2118）

沖縄市国民健康保険、後期高齢者医療制度

～はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券について～

沖縄市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者を対象とした

「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」の交付を行っています。

- ※ 利用券は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者で有効期限内の保険証をお持ちの方を交付対象としています。
- ※ 利用券は、予算の範囲内で交付します。（6枚綴りの利用券を1冊交付し、全て使用後に再度申請があれば2冊目を交付します。また、全体の利用状況等により3冊目の交付を行う場合があります。）
- ※ 利用券には、有効期限がありますのでご注意ください。
- ※ 沖縄市指定施術所で、利用券1枚につき1,000円の助成となります。（利用券は1人1日1枚までです。）
- ※ 郵送による申請受付も行ってあります。ご希望の方はお問い合わせください。

＜国民健康保険の方＞

- ※ 申請は国保の世帯主での手続きとなり、申請者の身分証（運転免許証等）及び印鑑（認印可）、施術利用者の保険証が必要です。
- ※ 国保の世帯で別の方が申請する場合は、委任状等（必須）が必要です。詳しくは、沖縄市役所国民健康保険課管理係までご確認ください。

＜後期高齢者医療制度の方＞

- ※ 申請する際には、本人の被保険者証と印鑑（認印可）が必要です。
- ※ 代理人が手続きをされる場合は代理人の身分証（運転免許証等）と印鑑（認印可）、委任状も必要です。詳しくは沖縄市役所国民健康保険課後期高齢医療係までご確認ください。

お問い合わせ：国民健康保険課 TEL098-939-1212 管理係（内線2117）後期高齢医療係（内線2118）

沖縄市国民健康保険、後期高齢者医療制度 はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧 指定施術所

施術所名	住所	電話番号	施術の種類
長嶺東洋鍼灸院	大里2-18-14	098-938-3114	鍼、灸、マッサージ
あづまや針灸院	城前町20-31	098-938-8263	鍼、灸、マッサージ
久場針灸院	中央2-16-18	098-937-3137	鍼、灸
米須鍼灸指圧マッサージ院	松本1-4-12	090-8622-8939	鍼、灸、マッサージ
東京鍼灸院	仲宗根町15-19	098-939-8551	鍼、灸、マッサージ
東医堂鍼灸院	泡瀬3-17-6 みどりコーポ103	098-939-2256	鍼、灸、マッサージ
中央鍼灸院	中央1-25-7	098-939-4011	鍼、灸
ティーピー針灸	中央3-7-2 キャッスルマンション1F3号	090-7920-0617	鍼、灸、マッサージ
照はり灸・指圧マッサージ院	高原4-27-13 2階	098-932-0677	鍼、灸、マッサージ
あらた治療院	登川1-5-15	098-989-8076	鍼、灸
はりきゅう処 寧心(ねいしん)	上地4-7-3 伊礼アパートC-101	098-911-2134	鍼、灸
おきなわしあわせ鍼灸院	泡瀬1-25-1	080-4175-4804	鍼、灸
空飛ぶ治療院	大里1丁目9番30号	098-938-8030	鍼、灸
鍼灸マッサージ整骨院・按下院	美原4丁目15番15号 レジデンス福比A 103	098-982-1922	鍼、灸、マッサージ

「初診時選定療養費（改定）」と「再診時選定療養費（新設）」について

令和2年4月1日より「初診時選定療養費（改定）」と「再診時選定療養費（新設）」が改定・新設されました。病院の入院ベッドが200床以上の病院に対して、他の医療機関からの紹介状がない場合には、選定療養費として、別途に自費で算定できるようになっています。

【初診時選定療養費】

他の医療機関から紹介状を持参せずに受診された場合、自費で初診時 5,500 円（税込）

【再診時選定療養費】

状態が落ち着き、200床以上の医療機関の医師が他の医療機関への紹介を申し出たあとも、引き続き紹介元の医療機関での診療を希望し受診される場合、自費で受診の都度 2,750 円（税込）

就職した方・扶養に入られた方へ

【国民健康保険の喪失届】

会社等には従業員を社会保険に加入させる義務が生じ、社会保険に加入した際には、国民健康保険の資格を喪失させるための届出をご本人で行う必要があります。（届け出は14日以内です！）

【医療機関の受診】

社会保険へ加入中でありながら、沖縄市国民健康保険被保険者証を使用し医療機関を受診すると、公的医療負担分は沖縄市国民健康保険から医療機関へ支払われてしまいます。本来、社会保険が公的医療負担分を支払うべきものなので、沖縄市国民健康保険から返還金として公的医療負担分を世帯主へ請求します。就職し社会保険証が手元にない場合には、会社に確認しましょう。

【返還金が発生する主な原因】

1. 就職して社会保険等へ加入した（あるいは手続き中）が、社会保険証が届かないため、沖縄市国保の保険証を使用した場合。
2. 社会保険等に遡及して加入した場合。※国保の資格も遡及して喪失することになります。
3. 転出したが、転出先の市町村から保険証の交付を受ける前に沖縄市国保の保険証を使用した場合。※使用してしまった場合、転出先の市町村へご相談ください。

【返還後の社会保険への療養費請求】

沖縄市国保へ返還金返納後、当時加入していた社会保険へ療養費として請求できます。なお、療養費として請求できる期間は受診日の翌日から2年間となりますので、手続き期間にご注意ください。詳細については加入中の社会保険に確認をお願いします。

ここからできる感動いっぱい

 有限会社 **ラミネックスセンター**

オンデマンドプリント・コピー&データプリント・製本・ファイル
スキャニング・電子化・メモリアルグッズ・ラミネート加工
車両ラッピング・大判プリント・看板・壁紙・特殊印刷

〒904-0031 沖縄市上地2-9-6 <http://www.laminex-c.jp/>
TEL (098) 932-1234 E-mail : koza@laminex-c.jp

沖縄県知事許可（般-29 第9416号）

 **(有)よろこび電化**

空調・電気設備・家庭電化製品販売
修理・防犯設備

〒904-0011 沖縄市照屋1-3 2-9
TEL (098) **937-5605**

